

■ 開発事業者に求める開発計画への反映事項 —地域の特性に応じて計画に反映する事項(条例第7条第2項)—

□ 条例本文

第7条
 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行おうとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。
 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の**子育て支援**に関すること。
 二 特別養護老人ホームの設置、介護老人保健施設の設置その他の**高齢者福祉**に関すること。
 三 障害者ケアホームの設置、障害者グループホームの設置その他の**障害者福祉**に関すること。
 四 集会場の設置、広場の設置その他の**地域活動の支援**に関すること。
 五 観光案内所の設置その他の**観光支援**に関すること。

□ 条例指針 (取り組むべき事項)

- 一. 子育て支援
- 二. 高齢者福祉
- 三. 障害者福祉
- 四. 地域活動支援
- 五. 観光支援

地域の特性
に応じて
1種類以上
選択



選択した
種類の中から
1事項以上
選択

取り組むべき事項

一 子育て支援	
1. 保育所 ※ 優先して取り組むべき事項	6. 子育て交流施設
2. 地域型保育事業 (小規模保育事業又は事業所内保育事業を整備)	7. 一時預かり保育施設
3. 幼稚園	8. 病児・病後児保育施設
4. 認定こども園	9. 赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設 ・商業施設又は公共施設を整備する場合に併設 ・授乳が出来る設備、おむつ替えができる設備、 調乳用の給湯設備、手洗い設備及び冷暖房設備 ※ 優先して取り組むべき事項
5. 児童館	10. その他これらに類する子育て支援に寄与するもの
二 高齢者福祉	
1. 特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	6. 高齢者向け住宅 (サービス付き高齢者向け住宅等を整備)
2. 介護老人保健施設	7. 地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設 (高齢者が日中利用できる高齢者福祉施設又は地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの活動や高齢者通いの場等が実施できる施設)
3. (看護)小規模多機能型居宅介護事業所	8. 地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場 (ベンチ、運動器具等を整備)
4. 認知症高齢者グループホーム	9. その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの
5. 軽費老人ホーム・ケアハウス	—

三 障害者福祉	
1. 日中一時支援事業に関する施設 (宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を行う施設を整備)	5. 生活介護施設
2. 障害者グループホーム	6. 短期入所施設
3. 障害者就労支援施設	7. その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの
4. 障害児通所支援施設 (児童福祉法に基づく施設)	—
四 地域活動の支援 ※【】内は地域限定の事項	
1. 集会場 (地域住民用)	4. スポーツ・生涯学習施設 (屋外・屋内運動場、トレーニング場を整備)
2. 地域活動の用に供する広場 (オープンスペースとする)	5. その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの
3. コミュニティルーム (区立) 【日本橋六・七の部連合会町会、京橋一～三の部連合町会、佃連合町会、晴海連合町会内】	—
五 観光支援	
1. 観光案内所	区の観光情報表示板、多言語対応タッチパネル、公衆無線LAN等を整備
2. 観光客の一時休憩所	—
3. 観光バス乗降所	—
4. その他これらに類する観光支援に寄与するもの	—